

令和2年度第1回安塚区地域協議会次第

日時：令和2年5月13日（水）

地域協議会委員任命書等交付終了後から

場所：安塚区総合事務所3階301会議室

1 開 会

2 安塚区総合事務所長あいさつ

3 自己紹介

4 協 議

審議事項

資料No.1・2

- (1) 会長及び副会長の選任について
- (2) 会長に会議を招集することを請求するために必要な委員数について
- (3) 会議録の確認者について
- (4) 会議の座席順について
- (5) 自主的審議事項の提出方法について
- (6) 地域協議会だよりの編集方法について
- (7) 会議の開催日時について
- (8) 書面による審議について
- (9) その他

5 報 告

- (1) 令和2年度上越市地域活動支援事業（安塚区）について 資料No.3

6 その他

- (1) 次回開催 月 日（曜日） 時 分 開会

7 閉 会

安塚区地域協議会委員

| 氏名 | 住所 |
|--------|--------------------|
| 池田 裕夫 | 上越市安塚区下方 205 番地 4 |
| 池田 康雄 | 上越市安塚区戸沢 160 番地 |
| 石田 ひとみ | 上越市安塚区安塚 979 番地 |
| 小松 光代 | 上越市安塚区和田 2053 番地 |
| 新保 良一 | 上越市安塚区須川 6959 番地 |
| 中村 真二 | 上越市安塚区高沢 347 番地 |
| 外立 正剛 | 上越市安塚区坊金 2983 番地 1 |
| 秦 克博 | 上越市安塚区安塚 647 番地 10 |
| 松苗 正二 | 上越市安塚区小黒 1295 番地 4 |
| 松野 修 | 上越市安塚区樽田 937 番地 1 |
| 山岸 重正 | 上越市安塚区下船倉 758 番地 4 |
| 吉野 誠一 | 上越市安塚区安塚 842 番地 1 |

第1回地域協議会の審議事項

| 審議事項 (※は根拠例規) | 審議結果 |
|--------------------------------------------------|----------------------------|
| 正・副会長の選任 ※上越市地域自治区の設置に関する条例(以下、「設置条例」という。)第6条 | 会 長 _____ 副会長 _____ |
| 会議の招集請求に必要な委員数 ※設置条例第8条第1項第2号 | _____人 |
| 会議録の確認者 ※上越市審議会等の会議の公開に関する条例 施行規則第5条第2項 | |
| 会議の座席順 | |
| 自主的審議事項の提出方法 | |
| 地域協議会だよりの編集方法 | (編集委員) |
| | (発行回数・時期) |
| | (編集方法など) |

| 審議事項 (※は根拠例規) | 審議結果 |
|------------------|---------|
| 会議の開催日時 | (日程) |
| | (開始時刻) |
| | (会場) |
| 書面による審議 | (実施の条件) |
| | (実施の判断) |
| | (表決) |
| その他 | |

<参考：関連例規>

○上越市地域自治区の設置に関する条例（抄）

（地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法）

第6条 地域協議会の会長及び副会長は、それぞれの地域協議会の会議（以下「会議」という。）において、委員のうちから選任し、又は解任する。
（会議）

第8条 会議は、次に掲げる場合に会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選任されていない場合で市長が必要と認めるときは、市長が招集し、市長が指名する者が議長となる。

(1) 会長が必要と認める場合

(2) それぞれの地域協議会が定める数以上の委員から請求があった場合

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、それぞれの地域協議会が定める。

○上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則（抄）

（会議録）

第5条 略

2 前項に規定する会議録の内容は、審議会等が指定した者の確認を得るものとする。

- 1 この内規は、上越市地域自治区の設置に関する条例（平成 20 年 2 月 6 日条例第 1 号、以下「条例」という。）第 8 条第 4 項の規定により、安塚区地域協議会の運営に関し必要な事項を定める。
- 2 議長である会長が欠席した場合、副会長が議長を務める。
(2) 会長、副会長共に欠席した場合、出席した委員全員で協議し、議長臨時代理を選出する。
- 3 上越市審議会等の会議の公開に関する条例第 9 条第 2 項に規定する傍聴人の定員は 10 人とする。
- 4 上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則第 5 条第 2 項に規定する会議録の確認は、会長が行う。会長が欠席した場合、当該会議の議長を務めた委員がこれを行う。
- 5 条例第 8 条第 1 項第 2 号の規定による会議の招集は、4 人以上の委員から請求があった場合とする。
- 6 会議は、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議する事項を示して招集するものとする。
- 7 会議の招集は原則月 1 回程度とし、開会時刻はその都度協議する。
- 8 会議の会場は、安塚区総合事務所又は安塚コミュニティプラザとする。
- 9 会議の座席は、1 番会長、2 番副会長とし、3 番以降は告示順（あいうえお順）とする。
- 10 安塚区地域協議会が独自に審議する事項を委員が事前に提案する場合に用いる様式は様式 1 のとおりとし、必要に応じて事務局に提出するものとする。
(2) 会長は、前項の届出があった場合は、会議に諮り自主的に協議する事項とするかどうかを決定する。
- 11 その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で決定し定めるものとする。

平成 28 年 5 月 19 日

安塚区地域協議会

| | |
|---------|-----|
| ※ 依頼書番号 | 会 長 |
| | |

安塚区地域協議会審議依頼書

| | | |
|------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 安塚区地域協議会 委員氏名 | | |
| 審議 依頼 事項 | 件 名 | |
| | 内 容 | |
| | 区 分 | <input type="checkbox"/> 地域における懸案事項への対応に関すること <input type="checkbox"/> 地域の振興に関する課題への対応に関すること <input type="checkbox"/> 新市建設計画の計画的かつ円滑な推進に関すること <input type="checkbox"/> その他 () |
| 依頼年月日 | | 令和 年 月 日 |
| 資料公開 | | <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否 |

※この資料は、会議録とともに会議資料として一般に公開いたします。公開したくない場合は、上記「資料公開」欄の否の□にチェックを入れてください。

日頃から地域の方々から聞いていることや思ったことについて結構ですので、気がついたことを自由に記入ください

※事務局使用欄

| |
|--|
| |
|--|

諮問案件における書面審議について

1 書面審議に関する事項を定める理由

- ・ 地域自治区の設置に関する条例第 7 条第 2 項で定める事項については、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。(例外規定なし)
- ・ 一方で、地域協議会が開催できないことを理由に、諮問案件を審議しないことは、市の事業の停滞を招き、関係者との関係を損ね、財政面での負担が生じる要因ともなりえる。
- ・ これらのことを踏まえ、必要な地域協議会としての意見をまとめ、市政に反映するための手法として、書面による審議とするもの。

2 書面審議の方法

- ・ 地域協議会は、各分野の専門家で構成する審議会等と異なり、様々な立場の委員が意見を出し合いながら結論を導き出す場であることを鑑み、できるだけ会議を開催した場合と同等の判断を各委員ができるよう、次の流れを基本的な手順とする。
 - ① 諮問に関する資料を委員へ送付
 - ② 委員から質問を受付、事務局で質問を集約し、担当課へ照会
 - ③ 各委員が提出した質問及びその回答を全委員で共有
 - ④ 各委員が諮問事項の可否を表明
 - ⑤ 事務局が可否を集約した結果及び答申案を各委員に提示（必要に応じて正副会長等の事前確認）
 - ⑥ 市へ答申
- ・ 附帯意見は、下記 3 (3) で定めた方法により取り扱う。

3 会議の運営に関する事項として定めてもらいたいこと

(1) 書面審議を実施する条件

- 【案】・ 委員の生命の危険又は健康を害する恐れがあり、会議を招集できない場合または招集することが適当ではない場合
- ・ 前項の場合により、当該案件について、会議を招集し、審議するいとまがない場合
 - ・ その他、前 2 項に類するとして会長が認める場合

(2) 書面審議の実施に係る判断

- 【例】① 会長が決定（会長に一任）
- ② 正副会長の協議により、会長が決定
 - ③ 過半数の委員が書面議決に賛同した場合

(3) 書面審議の表決

- 【案】・ 委員の過半数の意思表示をもって会議の議決があったものとみなす
- ・ 前項において、可否同数のときは、会長の決するところによる
 - ・ 【例】附帯意見の取扱については、
 - ① 会長が決定する（会長に一任）
 - ② 正副会長の協議により、会長が決定する
 - ③ 意見集約の結果及び答申案の確認において、要否を表明することとする

私たちの地域をもっとよくなる 「まちづくり活動」の提案を募集します!!

- ★ 市では身近な地域自治を推進するため、地域活動支援事業を実施しています。
- ★ 地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動に対して支援を行います。
- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ★ 令和2年度に実施する事業の提案を、以下のとおり募集します。奮って御応募ください。



■募集期間

令和2年4月1日(水)から4月28日(火)正午まで(必着)

■実施方法

～事業の内容～

- ・ 団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等及び営利法人を除く。）

「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。

※ ただし、次のような事業は対象とはなりません。

- ・ 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ・ 政治・宗教活動を目的とする事業
- ・ 公序良俗に反する事業
- ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業（事業計画の策定や推進のための会議など）
- ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

※上記のほか、防犯灯のLED整備事業については、市の補助事業を活用するものとし、安塚区では地域活動支援事業の補助対象となりません。

■支援内容

- ・ 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

<ポイント！>

- ・ 事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
 - ① 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
 - ② 応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃等）に要する経費
 - ③ 応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
 - ④ 会議の時のお茶代・菓子代
 - ⑤ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため、対象外とします。）
 - ⑥ その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- ・ 令和2年度末（3月31日）までに事業を完了（経費の支払を含む。）するとともに、安塚区総合事務所に実績報告書を提出してください。

■補助金額

<<安塚区の予算（配分額）>> 510万円

- ・ 地域自治区ごとの予算（配分額）の範囲内で、地域自治区ごとに定めます。
- ・ 安塚区の補助率は原則補助対象経費の100%です。ただし、採択事業の補助金額の総額が配分額を上回る場合や、事業内容、事業ごとのバランス等の理由により、補助率・補助金額を調整する場合があります。
- ・ 安塚区においては、補助金額は1件5万円以上、上限おおむね100万円とします。

<ポイント！>

- ・ 補助金の額は10,000円単位（10,000円未満の端数は切り捨て）とします。また、事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助金希望額どおりとならない場合があります。

■応募方法

- ・ 所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面など）と合わせ、安塚区総合事務所に持参してください。

<ポイント！>

- ・ 補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、提案を予定している総合事務所、まちづくりセンターへ事前に御相談ください。
- ・ 自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（採択後は、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。）
- ・ 事業提案書、補助金交付申請書等の用紙及びQ & Aは、安塚区総合事務所の窓口で配布します。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。

■提案事業の審査と決定

- ・ 地域自治区ごとに、地域協議会で審査を行い、採択等を決定します。
- ・ 審査方法は、書類審査のほか、プレゼンテーション（審査に先立ち行われる応募者による事業説明）を行います。
- ・ 審査は次の視点をもとに行います。
- ・ 実施された活動内容を発表していただく地域活動支援事業活動報告会を行います。

(1) 安塚区の採択基本方針

(1) 優先して採択する事業

- ・安塚区における豊かな地域資源を活かし、住民自らの取組により住み続けたい地域づくりを進めるため、安塚区の地域活動資金については地域住民が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。

- ①行政と住民、NPOなど団体と住民が協働して取り組む、又は住民が主体となって取り組む地域づくりなどで、より協働性が高く地域の活性化に資する事業
- ②地域資源を活かした他地域との交流及び特産品の開発などにより、地域の活性化に資する事業
- ③過疎対策、少子高齢化対策に資する事業
- ④中山間地域の活性化に資する事業
- ⑤克雪・利雪・親雪に資する事業
- ⑥良好な景観づくりに資する事業
- ⑦ごみの分別・リサイクル推進、環境保全に資する事業
- ⑧防災力の強化、自主防災組織等の活性化に資する事業
- ⑨安全安心のまちづくりに資する事業
- ⑩教育・文化・スポーツの振興に資する事業
- ⑪上記のほか、安塚区の喫緊の課題解決、活力の向上に資する事業

(2) その他の事業

- ・優先して採択する事業以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮し採択する。

(2) 基本審査・共通審査

- ・基本審査は、提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するものです。また、共通審査は次の審査項目と視点により審査を行います。
- ・安塚区では共通審査基準の委員全員の平均点が15点に満たない場合は不採択とします。ただし、採択事業の補助金額の総額が配分額に満たない場合は、平均点が15点に満たない事業であっても採択する場合があります。

《共通審査の項目と視点》

| 審査項目 | 審査の視点 |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①公益性 | <ul style="list-style-type: none">・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設が、長く地域で活用される見込みがあるか。・全市的な方向性と合致しているか。・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。 |
| ②必要性 | <ul style="list-style-type: none">・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。・地域の実情や住民要望に対応したものか。・緊急性の高い提案事業であるか。・ほかの方法で代替できないものであるか。・補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。 |
| ③実現性 | <ul style="list-style-type: none">・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。・資金調達の規模や時期に無理はないか。 |
| ④参加性 | <ul style="list-style-type: none">・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。 |
| ⑤発展性 | <ul style="list-style-type: none">・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか・提案団体に、信頼性や将来性はあるか。 |

<ポイント！>

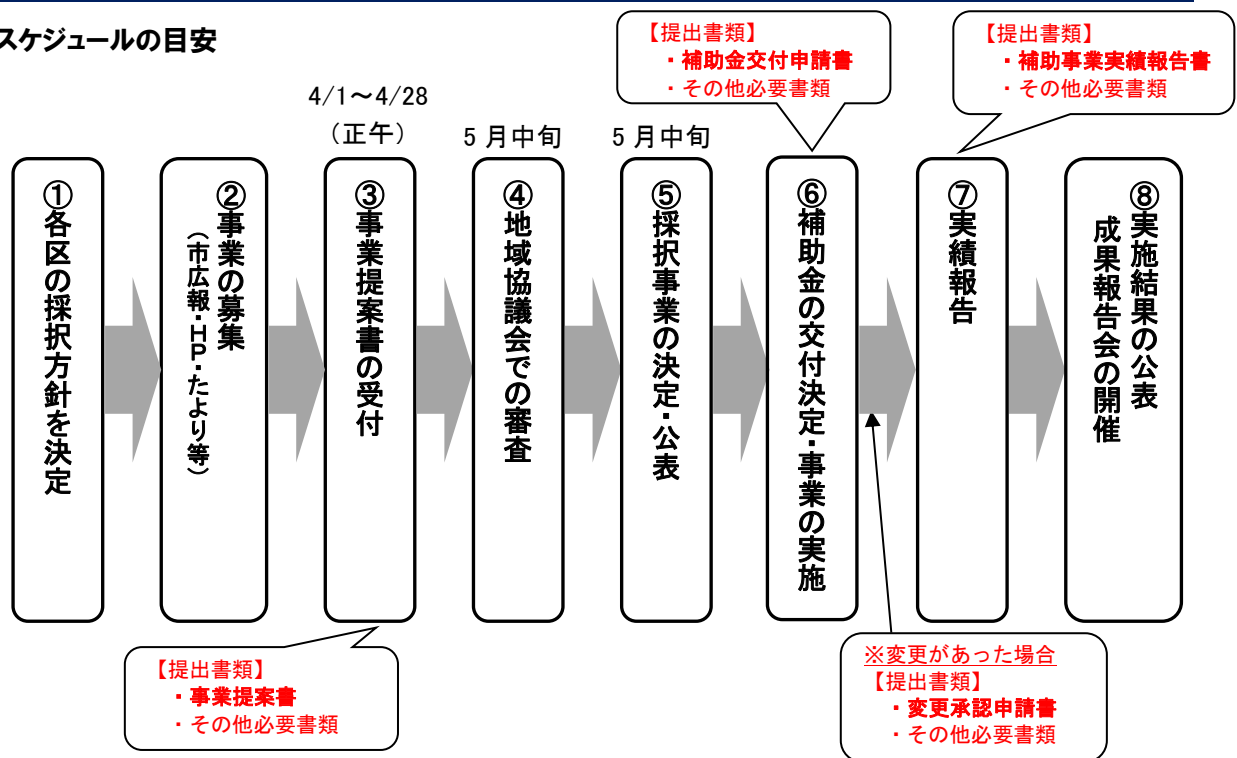
- ・ 地域協議会の審査では、「基本審査」、「地域自治区の採択方針」及び「共通審査」のそれぞれの結果を踏まえ、総合的に判断が行われます。各地域自治区の審査に当たっての基本的な考え方は、安塚区総合事務所で御確認ください。

■事業の紹介・公表

- ・ 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- ・ また、実施した事業について、事例集の作成や、成果発表会を予定していますので、応募される場合は、あらかじめ御了承ください。

■フロー図（事業実施の流れ）

※スケジュールの目安



こちらまで御相談・御応募ください！

安塚区総合事務所 総務・地域振興グループ

電話 025-592-2003

募集期間中、応募・事業提案に係る相談を行います。事業内容や事業提案書等の作成方法など、応募・事業提案に関することなど、お気軽に御相談ください。ただし安塚区で実施する事業に限ります。

※事前に電話予約をお願いいたします。直接おいでになりますと長時間お待ちいただく場合があります。御協力をお願いします。

申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ & A」を必ずお読みいただき、詳細について御確認ください！



上越市

自治・市民環境部 自治・地域振興課（電話 025-526-5111 内線 1584）

令和2年度 地域活動支援事業提案書受付一覧

| 区名 | 事業番号 | 受付日 | 事業の名称 | 団体等の名称 | 複数に提案している場合 | 事業費等(単位:千円) | | 事業内容の概要 | 備考 |
|-----|------|-------|-------------------------------|---------------|-------------|-------------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| | | | | | | 事業費 | 補助希望額 | | |
| 安塚区 | 1 | 4月22日 | 安塚のプロモーションビデオを作って情報発信しよう!! 事業 | 安塚の四季 | | 556 | 530 | 安塚の四季の風景を収めたプロモーションビデオを作成し、情報発信を行うことで地域活性化に繋げる。 | |
| | 2 | 4月22日 | 安塚jrアルペンスキークラブ育成事業 | 安塚スキークラブ | | 424 | 420 | トレーニング用のポールやチューンナップ用の研磨器具等を購入し、練習環境を整備する。また、定期練習会の開催や各種大会等への参加の促進、選手のサポートコーチングにより、将来世界に通じるスキー選手の育成を図る。 | |
| | 3 | 4月23日 | 横尾義智記念館管理事業 | 行野自治会 | | 495 | 490 | 横尾義智記念館に映像・音声設備を設置し、映像を上映することで来館者の横尾義智氏の功績等への理解が深まり、来館者の増加も期待される。 | |
| | 4 | 4月23日 | 「幸せの灯ろう」で地域に光をともしよう | 「幸せの灯ろう」をともし会 | | 579 | 570 | 灯ろうづくりのワークショップ及び「幸せの灯ろう」まつりを開催し、郷土への愛着と地域の元気の復興を図る。 | |
| | 5 | 4月23日 | 集落イメージアップ及び防災力向上事業 | 小黒自治会 | | 1,080 | 1,080 | 腐朽による倒壊のおそれがある集落看板を更新し、集落のイメージアップ及び安全性の向上を図る。 老朽化に伴う消火栓格納庫支柱の更新を行い、防災訓練を実施することで、地域の防災意識の向上を図る。 | |
| | 6 | 4月23日 | リバーサイドロードで健康増進と自然を楽しむコースづくり | やすづかスポーツクラブ | | 356 | 350 | リバーサイドロードを活用したウォーキングを推進するため、ウォーキングを楽しく実施することができる「ウォークラリー」のコースづくりを行う。 | |
| | 7 | 4月24日 | にぎわい体験ワークショップ開催事業 | 手づくり百人協同組合 | | 700 | 700 | 農業や地域文化、ものづくりにおける技術・特技を持つ方が講師となり、ワークショップを開催することで、参加者に学びと楽しさを感じてもらい、地域の元気を作り出す。 | |
| | 8 | 4月24日 | 「やすづか歩行天まつり」運営事業 | 安塚商工会 | | | | 安塚区の夏の一大イベントである「やすづか歩行天まつり」の開催にあたり、必要なテーブル、椅子等のリース料や広告宣伝費に補助金を活用し、地域の賑わいの創出と住民の交流の場の提供を行う。事業費(1,500千円) 補助希望額(800千円) | 4月30日商工会理事会で中止することで決定(提案書取り下げ) |
| | | | 配分額(単位:千円) | 5,100 | 差引 | 960 | 4,190 | 4,140 | 7 |